

## 資料 2

### 中学校及び義務教育学校（後期課程）使用教科書の 採択に関わる基本方針について

令和 3 年度から令和 6 年度までの中学校及び義務教育学校（後期課程）使用教科書の採択に関わる基本方針について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。

なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成 28 年 4 月 13 日付け教指学第 1201 号）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市の学校教育の基本方針，教育課程の内容，構成，授業時数，編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立中学校教育課程編成要領」に則したものであること。
- 3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ，次代と自らの未来を創造する子ども」の育成に資するものであること。
- 4 一人一人の子どもの各教科で育むべき資質・能力の育成に向け，基礎的・基本的な知識・技能の習得，思考力・判断力・表現力等の育成，学びに向かう力，人間性等の涵養を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。
- 5 基本的人権の尊重の視点に立ち，人権文化の担い手を育成するとともに，よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものであること。